【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月25日
【会社名】	株式会社メタップス
【英訳名】	Metaps Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 航陽
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目８番１号 住友不動産新宿オークタワー30階
【電話番号】	（03）5325－6280（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 山崎 祐一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目８番１号 住友不動産新宿オークタワー30階
【電話番号】	（03）5325－6280（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 山崎 祐一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成28年10月21日開催の取締役会において、平成28年12月１日を効力発生日（予定）として、当社のマーケティング事業（以下、「本事業」）を新設分割（以下、「本分割」）により新設する株式会社メタップスリンクスに承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の２の規程に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（１）新設分割の目的

本事業は、当社創業以来、事業の中核を担っており、今後もその方針に変更はございません。当社は、本年度より、事業の急拡大を背景として、意思決定の迅速化およびグローバル拠点を含めた経営管理の効率化、また新規事業の立ち上げやM&Aを進めやすさを考慮し、事業持株会社体制への移行を検討しております。本分割も同計画の一環として実施されるものであります。

（２）新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容、その他の新設分割計画の内容

① 新設分割の方法

当社を分割会社とし、設立する株式会社メタップスリンクスを承継会社とする新設分割（簡易新設分割）です。

② 新設分割に係る割当ての内容

新設会社は、会社分割に際して普通株式10,000株を発行し、その全てを当社に対して割当て交付いたします。

③ その他の新設分割計画の内容

当社が平成28年10月21日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後述の「新設分割計画書」の通りであります。

（３）新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本分割に際して新会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

（４）新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

① 商号　　：株式会社メタップスリンク
② 本店の所在地：東京都新宿区西新宿六丁目８番１号 住友不動産新宿オークタワー30階
③ 代表者の氏名：平 将貴
④ 資本金の額　：100百万円
⑤ 純資産の額　：未定
⑥ 総資産の額　：未定
⑦ 事業の内容　：アプリ収益化プラットフォーム事業におけるマーケティング事業

以 上

新設分割計画書

株式会社メタップス（以下「甲」という。）は、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（分割の方法）

甲は、本計画の定めるところに従い、甲の事業のうち、マーケティング事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社メタップスリンクス（以下「乙」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行う。

第2条（乙の定款で定める事項）

乙の商号、目的、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

第3条（乙の本店の所在場所）

乙の本店の所在場所は、東京都新宿区西新宿六丁目8番1号住友不動産新宿オークタワー30階とする。

第4条（乙の設立時取締役及び設立時監査役）

乙の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

（1）設立時取締役　　取締役 平 将貴
　　取締役 有賀 大樹
　　取締役 和田 洋一
（2）設立時監査役　　監査役 杉崎 健史

第5条（乙が本件分割により承継する権利義務）

乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、乙が甲から承継する債務に関しては、免責的債務引受の方法によるものとする。

第6条（乙が本件分割に際して交付する株式）

乙は、本件分割に際して、普通株式1万株を発行し、その全部を前条に定める権利義務の対価として甲に対して交付する。

第7条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の設立時における資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

（1）資本金の額　　金1億円
（2）資本準備金の額　会社計算規則第49条に定めるところに従って、甲が適当に定める。
（3）利益準備金の額　金0円

第8条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「本件分割期日」という。）は、平成28年12月1日とする。ただし、本件分割の手続の進行に応じ必要があるときは、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第9条（新設分割計画承認決議）

本件分割は、会社法第805条の規定に基づき、本計画について、当社の株主総会の承認を受けることなく行う。なお、会社法第805条における甲の総資産額の算定基準日は、平成28年10月26日とする。

第10条（競業避止義務）

甲は、本件分割期日以後も本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第11条（本件分割に係る条件の変更及び本計画の中止）

甲は、本計画の作成日から本件分割期日までの間において、甲の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割により甲から乙に承継される権利義務に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、本計画を変更又は中止することができるものとする。

第12条（本計画の効力）

本計画は、本件分割の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等（必要な場合に限る。）が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第13条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項については、本計画の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

以　上

平成28年10月21日

甲：　東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
住友不動産新宿オークタワー30階
株式会社メタップス
代表取締役社長 佐藤 航陽

別紙1

株式会社メタップスリンクス　定款

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社メタップスリンクスと称し、英文では、Metaps Links Inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）インターネット、ホームページの企画立案、作成及び管理代行
（２）広告業及び広告代理業
（３）インターネット、携帯電話を使った情報提供、情報収集、情報処理及び情報通信に関する業務
（４）インターネット、携帯電話を使ったプロモーション、コンサルティング業務
（５）インターネット、携帯電話を使った通信販売業務
（６）電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理並びに電子決済システムの提供業務
（７）古物営業法に基づく古物商
（８）クラウドファンディングを通じた各種事業支援サービス業
（９）マルチメディアを利用した情報処理サービス業及び情報提供サービス業

（１０）スポーツ事業に関わる人材の育成及びマネジメント事業

（１１）スポーツ振興及び援助

（１２）上記各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会

（２）　監査役

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第２章　　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、10万株とする。

（株券の不発行）

第７条　当会社は、株式に係る株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第８条　当会社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第９条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（株主の住所等の届出等）

第10条　当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。

２　前項の届出事項に変更を生じた場合も、同様とする。

３　当会社に提出する書類には、本条により届け出た印鑑を用いなければならない。

（株主割当てにおける募集事項等の決定）

第11条　当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権（以下「株式等」という。）を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式等の割当てを受ける権利を与えるときは、取締役会の決議によって、その募集事項、株主に当該株式等の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日を定める。

第３章　株主総会

（株主総会の招集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎事業年度末日とする。

（株主総会の招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　代表取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会の招集手続）

第15条　株主総会の招集通知は、会日の１週間前までに議決権を行使することができる株主に対して発する。

２　議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

（株主総会の決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第18条　当会社の取締役は、３名以上とする。

（取締役の選任方法）

第19条　取締役は、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任者の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条　当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2　当会社は、取締役会の決議により、代表取締役の中から社長１名を定める。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　代表取締役社長に事故があるときは、他の取締役が取締役会を招集し、互選によって議長を定める。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第24条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役との間の責任限定契約）

第26条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役

（監査役の員数）

第27条　当会社の監査役は、１名以上とする。

（監査役の監査の範囲の限定）

第28条　監査役は会計に関するものに限り監査を行う。

（監査役の選任方法）

第29条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役との間の責任限定契約）

第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計算

（事業年度）

第32条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の決定機関）

第33条　当会社は、株主総会の決議によって、剰余金の配当を行う。

（剰余金の配当の基準日）

第34条　当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当財産の除斥期間）

第35条　配当財産がその交付開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。

第７章　附則

（最初の事業年度）

第36条　当会社の最初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、当会社成立の日から平成29年８月31日までとする。

（設立時代表取締役）

第37条　当会社の設立時代表取締役は、以下のとおりとする。

設立時代表取締役 平 将貴

（附則の削除）

第38条　本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結時をもって削除する。

別紙2

承継権利義務明細表

本件分割により乙が甲より承継する権利義務は、法令上又は契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、平成28年8月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割期日までの増減を加除したうえで確定する。但し、第7項「除外資産負債等」に記載の資産及び負債、権利及び義務並びに契約上の地位等は、本件分割により甲から乙に承継されない。

１．資産
甲が、本件分割期日において本件事業に関して保有する以下の資産
（１）流動資産
①現金及び預金
②売掛金
③前渡金

（２）固定資産
①工具器具備品
②ソフトウェア
③ソフトウェア仮勘定

２．負債
甲が、本件分割期日において本件事業に関して負担する以下の負債
（１）流動負債
①買掛金
②未払金
③前受収益

（２）固定負債
なし

３．雇用契約
本件分割期日において本件事業に主として従事する従業員（契約社員、出向社員を含む。）との雇用契約

４．雇用契約以外の契約
本件事業に関する一切の契約に関する甲の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

５．許認可等
なし

６．知的財産権
なし

７．除外資産負債等
以下の契約に関する甲の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務
（１）甲が株主となっている法人との投資契約並びに当該法人に関する株主間契約及び合弁契約

（２）甲の中華圏事業本部中華圏戦略部の関与する契約
（３）資本業務提携契約

以　上